

受講前の手続き（詳細）について

JPCAものづくりアカデミー**受講開始前**にご自身が「**専門実践教育訓練給付金**」の**支給対象者**かどうか**自身で確認頂く必要**があります。

受講開始の遅くとも**1か月（6月17日迄）**にご自分の住所地を管轄する**ハローワーク**で手続き方法・必要書類を確認してください。

在職者の方

離職中の方



訓練前キャリアコンサルティングの予約申込！

※予約連絡先は、ハローワークで要確認



予め記入した**ジョブ・カード** https://jobcard.mhlw.go.jp/job_card.html
持参の上、**訓練（受講）前**
キャリアコンサルティングの受診（約60分）



ご自身の住所地を管轄するハローワークで受講前の提出書類7点を窓口へ提出！

- ①「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」（ハローワークで配布）
- ②「ジョブ・カード」
- ③本人・住所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類
- ④雇用保険被保険者証
- ⑤教育訓練給付適用対象期間延長通知書
- ⑥写真2枚
- ⑦払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

上記書類受理後、「**教育訓練給付金**（第101条の2の7第2号関係）**及び**
教育訓練支援給付金受給資格者証」がハローワークからもらえます。



受講中・受講後の手続き（詳細）について

JPCAものづくりアカデミー**開講日**（7月18日）にハローワークより入手した「**受給資格者証**」をアカデミー主催者事務局にご**提示**頂きます。



12日間の**全座学カリキュラム修了**（通学集合研修**10日以上**出席）し、**現場実習OJT研修**にて合格した受講生に次の**証明書**を発行、お渡し致します。



第〇期JPCA
ものづくり
アカデミー
修了証書



ハローワークへ提出する
教育訓練給付（第101条の2の7第2号関係）**受講証明書**及び**専門実践教育訓練修了証明書**

修了日の翌日から1ヶ月以内にハローワークへ上**2つ**の**証明書**提出により受講料**50%**の支給申請手続き可能！



第6期よりJPCAものづくりアカデミー修了生全員は、**国家資格ITスキル標準レベル4相当**の業務遂行のためのスキルを有する者であることを工業会が証明し、**第四次産業革命スキル習得講座修了証**を発行、お渡し致します。修了日の翌日から1年以内に受講料**20%**上乗せ支給申請できます。

上記**赤枠**の**証明書3通**受理後、ハローワークへ提出することで「**教育訓練給付金**」**受講料**（教材費含む）の**合計70%**を（ほぼ1週間以内で）**受給**できます。

